

平成22年3月30日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

条 例

- 秋田県少子化対策基金条例（2・総合政策課）……………9
- 秋田県職員定数条例の一部を改正する条例（3・人事課）……………10
- 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（4・人事課）……………10
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（5・人事課）……………10
- 秋田県県税条例の一部を改正する条例（6・税務課）……………11
- 秋田県政治資金規正法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（7・市町村課）……………18
- 秋田県障害者自立訓練センター条例を廃止する条例（8・障害福祉課）……………18
- 秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（9・医療薬事課）……………18
- 秋田県宗教法人認証書再交付等手数料徴収条例（10・県民文化政策課）……………18
- 秋田県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（11・男女共同参画課）……………19
- 秋田県汚染土壌処理業許可等手数料徴収条例（12・環境あきた創造課）……………19
- 秋田県獣医学生修学資金貸与条例（13・農畜産振興課）……………19
- 秋田県地鶏肉生産行程管理者認定等手数料徴収条例を廃止する条例（14・家畜生産対策室）……………21
- 秋田県民間事業者による設備投資の促進のための臨時措置に関する条例を廃止する条例（15・産業経済政策課）……………21
- 秋田県計量法関係手数料等徴収条例の一部を改正する条例（16・産業経済政策課）……………21
- 秋田県工業化等促進条例の一部を改正する条例（17・地域産業課）……………21
- 秋田県緊急雇用創出臨時対策基金条例の一部を改正する条例（18・雇用労働政策課）……………22
- 秋田県分譲地内の土地の減額譲渡等に関する条例（19・建設交通政策課）……………22
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（20・都市計画課）……………23
- 秋田県空港管理条例の一部を改正する条例（21・港湾空港課）……………23
- 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（22・教育庁総務課）……………24
- 学校職員の定数に関する条例及び秋田県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（23・高校教育課）……………24
- 秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例（24・委員会提出）……………25
- 秋田県民の読書活動の推進に関する条例（25・議員提出）……………25

この号で公布された条例のあらまし

◇秋田県少子化対策基金条例（秋田県条例第2号）

- 1 少子化に対処するための施策を推進し、もって県民が安心して豊かに暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、民間の団体及び企業が行う安心してゆとりを持って子どもを生み、育てることができる環境の整備、結婚を希望する者への支援等の取組を支援する資金として、秋田県少子化対策基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金の積立て、現金の管理、運用益金の処理、現金の繰替運用、基金の処分及び規定の委任について定めることとした。（第2条～第7条関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◇秋田県職員定数条例の一部を改正する条例（秋田県条例第3号）

- 1 職員の定数を次のとおりとすることとした。（第2条関係） （単位：人）

区分	改正前	改正後	増減

知事の事務部局				
下記以外の職員	4,003	3,685	△ 318	
公営企業の業務に従事する職員	111	111	-	
知事以外の事務部局	439	439	-	
計	4,553	4,235	△ 318	

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◇一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第4号）

- 1 獣医学に関する専門的知識を必要とし採用が困難と認められる職に新たに採用された職員に対し、初任給調整手当（支給限度額30,000円）を支給することとした。（第9条の2関係）
- 2 特別急行列車等に係る通勤手当の加算について、支給額を特別急行料金等の全額（現行2分の1）に相当する額に引き上げるとともに、当該加算を受ける者に新たに職員となった者を加えることとした。（第12条関係）
- 3 月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を100分の150（現行100分の125又は100分の135）に引き上げるとともに、当該時間外勤務に代わる代休時間を取得した場合には、当該支給割合と本来の支給割合との差分に相当する手当は支給しないこととした。（第15条関係）
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。
 - (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
 - (3) 職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田県条例第6号）について、所要の規定の整理を行うこととした。

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第5号）

- 1 月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差分に相当する手当の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間（時間外勤務代休時間）を指定することができることとした。（第8条の4関係）
- 2 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。
 - (2) 次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。
 - ① 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）
 - ② 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年秋田県条例第35号）
 - ③ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年秋田県条例第152号）

◇秋田県県税条例の一部を改正する条例（秋田県条例第6号）

- 1 県民税
 - (1) 給与の支払を受ける者等で所得税法の規定により扶養控除等申告書等を提出するものは、扶養親族に関する事項を記載した申告書を市町村長に提出しなければならないこととした。（第37条の5関係）
 - (2) 清算所得課税制度の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第11条、第30条の2、第44条、第45条及び附則第13条関係）
 - (3) 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の計算の特例について、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算することとした。（附則第12条の3の2関係）
 - (4) 個人の県民税の徴収取扱費の算定の基礎となる金額の特例について、平成22年度の算定基礎額を3,300円（本則3,000円）とすることとした。（附則第12条の7関係）
 - (5) 法人の県民税の法人税割に係る税率を5.8%（本則5.0%）とする特例措置の適用期間を平成28年3月31日（現行平成23年3月31日）まで延長することとした。（附則第13条関係）
- 2 事業税

清算所得課税制度の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第49条、第51条、第53条及び附則第14条の2の3関係）

3 不動産取得税

- (1) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日とする特例措置の適用期限を平成24年3月31日(現行平成22年3月31日)まで延長することとした。(附則第14条の7関係)
- (2) 新築特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後住宅新築までの経過年数を3年又は4年(本則2年)とする特例措置の適用期限を平成24年3月31日(現行平成22年3月31日)まで延長することとした。(附則第14条の7関係)
- (3) 農地保有合理化法人等が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等の期間を10年(本則5年)とする特例措置を廃止することとした。(附則第17条関係)

4 県たばこ税

- (1) 県たばこ税の税率を、平成22年10月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき1,504円(現行1,074円)とすることとした。(第83条関係)
- (2) (1)にかかわらず、旧三級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率を、平成22年10月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき716円(現行511円)とすることとした。(附則第18条の3関係)

5 自動車取得税

- (1) 当分の間、自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課す自動車取得税の税率を5%(本則3%)とすることとした。(附則第18条の4関係)
- (2) 初めて新規登録等を受ける車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックで次に掲げるものについて、その取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、自動車取得税の税率を、①及び②についてはその75%、③についてはその50%を軽減することとした。(附則第18条の4関係)
 - ① ディーゼル自動車で平成21年排出ガス保安基準に適合し、かつ、基準燃費性能を満たすもの
 - ② 平成17年排出ガス保安基準より75%以上窒素酸化物の排出量が少なく、かつ、基準燃費性能を満たすもの
 - ③ 平成17年排出ガス保安基準より50%以上窒素酸化物の排出量が少なく、かつ、基準燃費性能を満たすもの
- (3) ディーゼル自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の取得に係る税率の特例措置について、次のとおり対象の拡充及び適用期限の延長をすることとした。(附則第18条の4関係)
 - ① 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックで(2)①に掲げるものを平成22年8月31日までに取得した場合に係る税率を1%控除することとした。
 - ② 車両総重量が12トンを超えるディーゼル自動車又は車両総重量が3.5トン以下の乗用のディーゼル自動車に係る税率を1%又は0.5%控除する特例措置の適用期限を平成22年8月31日(現行平成22年3月31日)まで延長することとした。
 - ③ 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のディーゼル自動車に係る税率を2%控除する特例措置の適用期限を平成23年8月31日(現行平成22年3月31日)まで延長することとした。ただし、当該自動車の取得が平成22年10月1日から平成23年8月31日までに行われた場合は税率から1%控除することとした。
- (4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり対象を拡充し、その適用期限を平成24年3月31日(現行平成22年3月31日)まで延長することとした。(附則第18条の6関係)
 - ① 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックで(2)②に掲げるものについて、取得価額から30万円を控除することとした。
 - ② 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックで(2)③に掲げるものについて、取得価額から15万円を控除することとした。

6 軽油引取税

- (1) 当分の間、軽油引取税の税率を1キロリットルにつき32,100円(本則15,000円)とすることとした。(附則第18条の9関係)
- (2) 平成22年1月以後の連続する3月における各月の揮発油の平均小売価格がいずれも1リットルにつき160円を超え、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の適用が停止されることとなった場合には、(1)の税率の適用を停止することとした。(附則第18条の10関係)
- (3) (2)にかかわらず、平成22年4月以後の連続する3月における各月の揮発油の平均小売価格がいずれも1リットルにつき130円を下回り、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例が適用されることとなった場合には、(1)の税率を適用することとした。(附則第18条の10関係)

7 自動車税

- (1) 平成11年3月31日までに新車新規登録を受けたガソリン車又はLPG車について、当該登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度以後の年度において、現行の税率にそのおおむね10%を加算することとした。(附則第19条関係)
- (2) 平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたディーゼル車その他の(1)の自動車以外の自動車について、当該登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度以後の年度において、現行の税率にそのおおむね10%を加算することとした。(附則第19条関係)

(3) 平成22年度及び平成23年度に新車新規登録を受けた電気自動車、一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車及び基準燃費性能+25%達成車のうち平成17年排出ガス保安基準より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないものについて、当該登録を受けた年度の翌年度に限り、現行の税率からそのおおむね50%を軽減することとした。(附則第19条関係)

8 その他所要の規定の整備を行うこととした。

9 施行期日等

(1) この条例は、次のとおり施行することとした。

- ① 1(4)、3、5、6及び7 平成22年4月1日
- ② 1(2)、2及び4 平成22年10月1日
- ③ 1(1) 平成23年1月1日
- ④ 1(3) 平成25年1月1日
- ⑤ 1(5)及び8 公布の日

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

(3) 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年秋田県条例第8号)及び過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成12年秋田県条例第128号)について所要の規定の整備を行うこととした。



◇秋田県政治資金規正法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第7号)

1 国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しに係る写しの交付を受けようとする者から手数料を徴収することとした。(第1条及び第2条関係)

2 手数料は、少額領収書等の写しに係る写しを交付するときに徴収することとした。(第3条関係)

3 その他所要の規定の整理を行うこととした。

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。



◇秋田県障害者自立訓練センター条例を廃止する条例(秋田県条例第8号)

1 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の一部改正及び障害者自立支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設において提供されている自立訓練サービスの利用状況により、秋田県障害者自立訓練センターを廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。



◇秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例(秋田県条例第9号)

1 秋田県看護職員修学資金の貸与を受けることができる者の要件について、所要の規定の整理を行うこととした。(第1条の2関係)

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。



◇秋田県宗教法人認証書再交付等手数料徴収条例(秋田県条例第10号)

1 次に掲げる再交付等を受けようとする者から手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。(第1条関係)

- ① 宗教法人の規則(以下「規則」という。)又は規則の変更に係る認証書の再交付 申請1件につき 5百円
- ② 認証した旨を附記した規則又は規則の変更しようとする事項を示す書類の再交付 申請1件につき 2千円
- ③ 境内建物又は境内地に該当する旨を証する書類の交付 申請1件につき 3千円

2 手数料は、申請があったときに徴収することとした。(第2条関係)

3 既に徴収した手数料は、還付しないこととした。(第3条関係)

4 災害により規則の認証書等が滅失した場合は、当該認証書等の再交付を受けようとする者については、手数料を免除することとした。(第4条関係)

5 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。



◇秋田県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例(秋田県条例第11号)

1 秋田県北部男女共同参画センターの位置を大館市字馬喰町48番1に改めることとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県汚染土壌処理業許可等手数料徴収条例（秋田県条例第12号）

- 1 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の規定による次の許可等を受けようとする者から手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。（第1条関係）
 - ① 汚染土壌処理業の許可 申請1件につき24万円
 - ② 汚染土壌処理業の許可の更新 申請1件につき22万円
 - ③ 汚染土壌処理施設の種類等の変更の許可 申請1件につき22万円
- 2 手数料は、申請があったときに徴収することとした。（第2条関係）
- 3 既に徴収した手数料は、還付しないこととした。（第3条関係）
- 4 施行期日
この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◇秋田県獣医学生修学資金貸与条例（秋田県条例第13号）

- 1 この条例は、県の機関において獣医師の業務に従事しようとする者に対し修学のための資金を貸与し、これらの者が修学することを容易にすることにより、県の機関における獣医師の充実に資することを目的とすることとした。（第1条関係）
- 2 修学資金の貸与を受けることができる者は、大学の獣医学を履修する課程に在学し、将来県の機関において獣医師の業務に従事しようとする意思を有する者とする事とした。（第2条関係）
- 3 知事は、申請に基づき、契約により、修学資金を貸与することができることとした。（第3条関係）
- 4 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならないこととした。（第4条関係）
- 5 知事は、修学生が退学した場合等は、貸与契約を解除することとした。（第5条関係）
- 6 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該休学又は停学の処分に係る期間は、修学資金の貸与を行わないこととした。（第5条関係）
- 7 知事は、修学生が在学証明書等を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができることとした。（第5条関係）
- 8 被貸与者は、貸与契約が解除された場合等は、貸与を受けた修学資金に利息を付して返還しなければならないこととした。（第6条関係）
- 9 知事は、被貸与者が獣医学を履修する課程に在学している場合等は返還債務の履行を猶予することとし、やむを得ない事由がある場合等は返還債務の履行を猶予することができることとした。（第7条関係）
- 10 知事は、一定の要件を満たす被貸与者が県の機関において所定の期間獣医師の業務に従事した場合等は返還債務を免除することとし、被貸与者が死亡等により返還債務の履行をすることができなくなった場合等は返還債務を免除することができることとした。（第8条関係）
- 11 被貸与者は、履行期限までに返還債務の履行をしなかったときは、延滞利息を支払わなければならないこととした。（第9条関係）
- 12 在学証明書等の提出について定めることとした。（第10条関係）
- 13 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。（第11条関係）
- 14 施行期日
この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◇秋田県地鶏肉生産行程管理者認定等手数料徴収条例を廃止する条例（秋田県条例第14号）

- 1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく日本農林規格より厳しい基準で行う県の比内地鶏に関する認証制度の普及等により、地鶏肉に係る生産行程管理者の認定等を行わないこととするに伴い、秋田県地鶏肉生産行程管理者認定等手数料徴収条例を廃止することとした。
- 2 施行期日
この条例は、平成22年3月30日から施行することとした。

◇秋田県民間事業者による設備投資の促進のための臨時措置に関する条例を廃止する条例（秋田県条例第15号）

- 1 秋田県民間事業者による設備投資の促進のための臨時措置に関する条例（平成11年秋田県条例第13号）を廃止することとした。
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県計量法関係手数料等徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第16号）

- 1 出張等に係る経費の額及び徴収方法に関する規定について、所要の規定の整備を行うこととした。（第5条関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◇秋田県工業化等促進条例の一部を改正する条例（秋田県条例第17号）

- 1 工業等導入地区において工業等生産設備を新設し、又は増設する者について事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除をする奨励措置を廃止することとした。（第3条関係）
- 2 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 工業等導入地区及び同意集積区域における県税の課税免除に関する条例（昭和59年秋田県条例第3号）について所要の規定の整理を行うこととした。
 - (3) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県緊急雇用創出臨時対策基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第18号）

- 1 秋田県緊急雇用創出臨時対策基金が対象とする事業に、失業者に対する研修の機会の提供その他就労の支援及び住宅の確保等に係る事業を加えることとした。（第1条関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県分譲地内の土地の減額譲渡等に関する条例（秋田県条例第19号）

- 1 県の所有する分譲地（宅地として分割して譲渡する一団の土地をいう。以下同じ。）内の土地及び建物の減額譲渡、減額貸付け等については、この条例の定めるところによることとした。（第1条関係）
- 2 分譲地内の土地は、私人において次に掲げる用に供する場合は、これを時価からその2割5分以内を減額した価額で譲渡することができることとした。（第2条関係）
 - ① 次に掲げる者（自然人に限る。）の居住の用
 - ア 県外に住所を有する者で県内に住所を変更しようとするもの
 - イ 県外に住所を有していた者で県内に住所を変更した日から3年以内のもの
 - ② 18歳未満の者を養育している者（妊娠中の女性を含む。）の居住の用
 - ③ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者で当該者の障害の程度が知事の定める基準に該当するものの居住の用
 - ④ 65歳以上の者と同居し、又は同居しようとする者で知事が定めるものの居住の用
 - ⑤ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設の用
 - ⑥ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設の用
 - ⑦ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校の施設の用
 - ⑧ ①～⑦に掲げるもののほか、県民の生活の安定、社会福祉の増進その他県の重要な施策の目的の実現に資するものとして知事が定める用
- 3 分譲地内の土地は、私人において2⑤～⑧に掲げる用に供する場合は、これを時価からその2割5分以内を減額した価額で貸し付けることができることとした。（第2条関係）
- 4 分譲地内の土地及び建物は、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は特に公益性が高いと認められる事業の用に供する場合は、これを譲与し、若しくは時価からその7割5分以内を減額した価額で譲渡し、又は無償若しくは時価からその7割5分以内を減額した価額で貸し付けることができることとした。（第3条関係）
- 5 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第4条関係）
- 6 施行期日
この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◇風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第20号）

- 1 風致地区内における建築等の行為について知事の許可を要しない法人から秋田県住宅供給公社を除くこととした。（第2条関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◇秋田県空港管理条例の一部を改正する条例（秋田県条例第21号）

- 1 秋田空港の立体駐車場に自動車を駐車させる者から駐車料金を徴収することとした。（別表第2関係）
- 2 第三駐車場の駐車料金の額を引き下げることとした。（別表第2関係）
- 3 駐車時間が20日以内の場合における1回の駐車 of 限度額を定めることとした。（別表第2関係）
- 4 秋田空港における国際航空路線を利用する者に係る駐車料金について、1回の駐車 of 限度額の特例を定めることとした。（附則第4項関係）
- 5 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 6 施行期日等
 - (1) この条例は、平成22年9月1日から施行することとした。
 - (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第22号）

- 1 特別急行列車等に係る通勤手当の加算について、支給額を特別急行料金等の全額（現行2分の1）に相当する額に引き上げるとともに、当該加算を受ける者に新たに職員となった者を加えることとした。（第16条関係）
- 2 時間外勤務代休時間の新設に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第20条関係）
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。
 - (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇学校職員の定数に関する条例及び秋田県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第23号）

- 1 公立小学校等の職員の定数を次のとおりとすることとした。

(単位：人)

区分		職員の定数			
		改正前	改正後	増減	
公立小学校	校長及び教員	3,639	3,516	△ 123	
	養護教員	258	255	△ 3	
	栄養教諭及び学校栄養職員	28	27	△ 1	
	事務職員	263	259	△ 4	
公立中学校	校長及び教員	2,256	2,250	△ 6	
	養護教員	133	131	△ 2	
	栄養教諭及び学校栄養職員	11	11	-	
	事務職員	135	130	△ 5	
共同調理場	栄養教諭及び学校栄養職員	83	82	△ 1	
県立高等学校	全日制	校長、教員、実習助手及び事務職員	2,304	2,291	△ 13
		その他の職員	106	108	2
	定時制	校長、教員、実習助手及び事務職員	115	109	△ 6
		その他の職員	9	8	△ 1

	通信制	教員及び事務職員	17	18	1
		その他の職員	1	1	-
計			9,358	9,196	△ 162

2 県立特別支援学校の職員の定数を次のとおりとすることとした。

(単位：人)

区分		職員の定数		
		改正前	改正後	増減
県立特別支援学校	校長、教員、寄宿舎指導員及び事務職員	941	940	△ 1
	その他の職員	94	85	△ 9
計		1,035	1,025	△ 10

3 施行期日

1は平成22年4月1日から、2は公布の日から施行することとした。

◇秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例（秋田県条例第24号）

- 1 総務企画委員会の所管を総務部及び企画振興部に改めることとした。（第2条関係）
- 2 福祉環境委員会の所管を健康福祉部及び生活環境部に改めることとした。（第2条関係）
- 3 農林商工委員会の所管を農林水産部及び産業労働部に改めることとした。（第2条関係）
- 4 学術教育公安委員会の名称を教育公安委員会に改め、同委員会の所管について整理することとした。（第2条関係）
- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。
 - (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県民の読書活動の推進に関する条例（秋田県条例第25号）

- 1 この条例は、県民の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民一人ひとりの心豊かな生活と活力ある社会の実現に資することを目的とすることとした。（第1条関係）
- 2 県民の読書活動の推進に関する基本理念を定めることとした。（第2条関係）
- 3 県は、県民の読書活動の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施することとした。（第3条関係）
- 4 県は、県民の読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県民の読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定することとし、毎年、基本計画により実施した施策を議会に報告することとした。（第4条関係）
- 5 県は、県民の読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずることとした。（第5条関係）
- 6 県は、県民の読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、市町村が設置する学校又は図書館その他の関係機関及び民間団体との連携に努めることとした。（第6条関係）
- 7 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第7条関係）
- 8 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 秋田県少子化対策基金条例
- 二 秋田県職員定数条例の一部を改正する条例
- 三 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 四 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 五 秋田県県税条例の一部を改正する条例
- 六 秋田県政治資金規正法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 七 秋田県障害者自立訓練センター条例を廃止する条例
- 八 秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 九 秋田県宗教法人認証書再交付等手数料徴収条例
- 十 秋田県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例
- 十一 秋田県汚染土壌処理業許可等手数料徴収条例
- 十二 秋田県獣医学修学資金貸与条例
- 十三 秋田県地鶏肉生産行程管理者認定等手数料徴収条例を廃止する条例
- 十四 秋田県民間事業者による設備投資の促進のための臨時措置に関する条例を廃止する条例
- 十五 秋田県計量法関係手数料等徴収条例の一部を改正する条例
- 十六 秋田県工業化等促進条例の一部を改正する条例
- 十七 秋田県緊急雇用創出臨時対策基金条例の一部を改正する条例
- 十八 秋田県分譲地内の土地の減額譲渡等に関する条例
- 十九 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 二十 秋田県空港管理条例の一部を改正する条例
- 二十一 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 二十二 学校職員の定数に関する条例及び秋田県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 二十三 秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例
- 二十四 秋田県民の読書活動の推進に関する条例

平成二十二年三月三十日

秋田県知事 佐竹 敬 久

秋田県条例第二号

秋田県少子化対策基金条例

(設置)

第一条 少子化に対処するための施策を推進し、もって県民が安心して豊かに暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、民間の団体及び企業が行う安心してゆとりを持って子どもを生み、育てることができる環境の整備、結婚を希望する者への支援等の取組を支援する資金として、秋田県少子化対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、その設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託

している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

秋 田 県 条 例 第 三 号

秋 田 県 職 員 定 数 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

秋 田 県 職 員 定 数 条 例 （ 昭 和 二 十 四 年 秋 田 県 条 例 第 二 十 四 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第二 条 第一 号（中「四、〇〇三人」を「三、六八五人」に改め、同条中「四、五五三人」を「四、二三五人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

秋 田 県 条 例 第 四 号

一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 二 十 八 年 秋 田 県 条 例 第 二 十 二 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第九 条 の 二 第 一 項 中 「 第 三 号 」 の 下 に 「 に 掲 げ る 職 に 係 る も の に あ つ て は 採 用 の 日 か ら 十 五 年 以 内 、 第 四 号 」 を 加 え 、 同 項 第 三 号 中 「 前 二 号 」 を 「 前 三 号 」 に 改 め 、 同 号 を 同 項 第 四 号 と し 、 同 項 第 二 号 の 次 に 次 の 一 号 を 加 え る。

三 獣 医 学 に 関 す る 専 門 的 知 識 を 必 要 と し 、 か つ 、 採 用 に よ る 欠 員 の 補 充 が 困 難 で あ る と 認 め ら れ る 職 で 人 事 委 員 会 規 則 で 定 め る も の 月 額 三 万 円

第十二 条 第 二 項 中 「 の 各 号 」 を 削 り 、 同 条 第 三 項 第 一 号 中 「 の 二 分 の 一 」 を 削 り 、 「 特 別 料 金 等 二 分 の 一 相 当 額 」 を 「 特 別 料 金 等 相 当 額 」 に 改 め 、 同 条 第 四 項 中 「 市 町 村 立 学 校 職 員 の 給 与 等 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 二 十 八 年 秋 田 県 条 例 第 五 十 九 号 ） の 適 用 職 員 で あ つ た 者 そ の 他 人 事 委 員 会 規 則 で 定 め る 者 か ら 引 き 続 き 」 を 「 新 た に 」 に 改 め 、 同 条 第 五 項 中 「 最 初 の 月 」 の 下 に 「 （ 第 三 項 （ 前 項 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む ） の 規 定 に よ る 通 勤 手 当 に あ つ て は 、 最 初 の 月 の 翌 月 ） 」 を 加 え る。

第十五 条 第 四 項 を 同 条 第 七 項 と し 、 同 条 第 三 項 中 「 前 二 項 」 を 「 前 各 項 」 に 改 め 、 同 項 を 同 条 第 六 項 と し 、 同 条 第 二 項 の 次 に 次 の 三 項 を 加 え る。

3 正 規 の 勤 務 時 間 外 に 勤 務 す る こ と を 命 ぜ ら れ 、 正 規 の 勤 務 時 間 外 に し た 勤 務 （ 勤 務 時 間 条 例 第 三 条 第 一 項 、 第 四 条 及 び 第 五 条 の 規 定 に 基 づ く 週 休 日 に お け る 勤 務 の うち 人 事 委 員 会 規 則 で 定 め る も の を 除 く ） の 時 間 が 一 箇 月 に つ い て 六 十 時 間 を 超 え た 職 員 に は 、 そ の 六 十 時 間 を 超 え て 勤 務 し た 全 時 間 に 対 し て 、 第 一 項 （ 前 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 す る 場 合 を 含 む ） の 規 定 に か か わ ら ず 、 勤 務 一 時 間 に つ き 、 第 十 九 条 の 二 に 規 定 す る 勤 務 一 時 間 当 た り の 給 与 額 に 百 分 の 百 五 十 （ そ の 勤 務 が 午 後 十 時 か ら 翌 日 午 前 五 時 ま で の 間 に あ る 場 合 は 、 百 分 の 百 七 十 五 ） を 乗 じ て 得 た 額 を 時 間 外 勤 務 手 当 と し て 支 給 す る。

4 勤 務 時 間 条 例 第 八 条 の 四 第 一 項 に 規 定 す る 時 間 外 勤 務 代 休 時 間 を 指 定 さ れ た 場 合 に お い て 、 当 該 時 間 外 勤 務 代 休 時 間 に 職 員 が 勤 務 し な かつ た と き は 、 前 項 に 規 定 す る 六 十 時 間 を 超 え て 勤 務 し た 全 時 間 の うち 当 該 時 間 外 勤 務 代 休 時 間 の 指 定 に 代 え ら れ た 時 間 外 勤 務 手 当 の 支 給 に 係 る 時 間 に 対 し て は 、 当 該 時 間 一 時 間 に つ き 、 第 十 九 条 の 二 に 規 定 す る 勤 務 一 時 間 当 た り の 給 与 額 に 百 分 の 百 五 十 （ そ の 時 間 が 午 後 十 時 か ら 翌 日 午 前 五 時 ま で の 間 に あ る 場 合 は 、 百 分 の 百 七 十 五 ） か ら 第 一 項 に 規 定 す る 人 事 委 員 会 規 則 で 定 め る 割 合 （ そ の 時 間 が 午 後 十 時 か ら 翌 日 午 前 五 時 ま で の 間 に あ る 場 合 は 、 そ の 割 合 に 百 分 の 二 十 五 を 加 算 し た 割 合 ） を 減 じ た 割 合 を 乗 じ て 得 た 額 の 時 間 外 勤 務 手 当 を 支 給 す る こ と を 要 し な い。

5 第 二 項 に 規 定 す る 七 時 間 四 十 五 分 に 達 す る ま で の 間 の 勤 務 に 係 る 時 間 に つ い て 前 二 項 の 規 定 の 適 用 が あ る 場 合 に お け る 当 該 時 間 に 対 す る 前 項 の 規 定 の 適 用 に つ い て は 、 同 項 中 「 第 一 項 に 規 定 す る 人 事 委 員 会 規 則 で 定 め る 割 合 」 と あ る の は 、 「 百 分 の 百 」 と す る。

附 則

（ 施 行 期 日 ）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（ 通 勤 手 当 に 関 す る 経 過 措 置 ）

2 この条例の施行の際現に職員である者（この条例の施行前から引き続き職員である者に限る。）のうち、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第十二条第四項の規定により通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、同項の規定に準じて、通勤手当を支給する。

（ 職 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 ）

3 職 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 （ 平 成 四 年 秋 田 県 条 例 第 六 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第十七 条 の 表 及 び 第 二 十 二 条 の 表 中 「 及 び 第 四 項 」 を 「 及 び 第 七 項 」 に 改 め る。

秋 田 県 条 例 第 五 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第八条の三の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第八条の四 任命権者は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）第十五条第三項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第三条第二項若しくは第三項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第十条第二項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第十条第二項中「第三条第二項若しくは第三項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に、「休日を」と「第八条の四第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を」に改める。

第十五条第三項中「（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「勤務時間条例」の下に「第八条の四第一項に規定する時間外勤務代休時間、同条例」を加える。

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

3 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年秋田県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第三号」の下に「第八条の四第二項の規定による時間外勤務代休時間（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）、同条例」を加える。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例）

4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「第八条」の下に「第八条の四」を加える。

秋田県条例第六号

秋田県県税条例の一部を改正する条例

秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。

第十一条第二項中「第五十三条第一項第五号から第七号まで」を「第五十三条第一項第六号」に改め、「分配」の下に「又は引渡し」を加える。

第二十条第五項中「法人税割」の下に「（法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）」を加える。

第三十条の二第一項中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第十九項」に改める。

第三十七条の四の次に次の一条を加える。

（個人の県民税に係る扶養親族申告書）

第三十七条の五 法第四十五条の三の二第一項に規定する給与所得者は、同項に規定するところにより、同項に規定する申告書を、当該給与取得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

2 法第四十五条の三の三第二項に規定する公的年金等受給者は、同項に規定するところにより、同項に規定する申告書を、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

第四十四条第三項中「同項第一号の二」を「同項第二号」に、「同項第一号の三」を「同項第三号」に、「同項第二号の均等割額の算定期間又は同項第三号」を「又は同項第四号」に改める。

第四十五条中「第五項、第二十四項及び第二十七項」を「第十九項及び第二十二項」に、「税金又は」を「県民税額又は」に、「税金を」を「県民税に相当する税額の県民税を」に改める。

第四十九条第一項第一号㉑中「及び清算所得」を削り、同条第二項及び第三項中「並びに所得及び清算所得」を「及び所得」に改める。

第五十一条第一項第一号㉑中「又は清算所得」を削り、同号㉒の表中「及び清算所得」を削り、同項第二号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同項第三号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同条第三項第一号㉑、第二号及び第三号中「及び清算所得」を削る。

第五十三条第一項第五号中「（当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで）」を削り、同項第六号を次のよう

に改める。

六 法第七十二条の二十九第三項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から一月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで)

第五十二条第一項第七号を削る。

第五十五条の三第一項第四号中「第七十二条の二第九項第五号」を「第七十二条の二第十項第五号」に改める。

第六十二条第十一項中「第三十六条の二の四」を「第三十六条の二の三」に改める。

第七十八条の表中「第六十三条第十一項」を「第六十三条第十項」に改め、「同項第一号」の下に「並びに同条第二項各号列記以外の部分及び同項第

「
」を加え、

第七十七条第一項	当該土地の上に	当該土地に対応する仮換地等の上に
----------	---------	------------------

「
」を

第七十三条第四項	その土地に隣接する土地	その土地に対応する仮換地等に隣接する土地
第七十七条第二項	その譲渡する住宅の用に供する土地で	土地でそれに対応する仮換地等がその譲渡する住宅の用に供されるものの
	当該土地の上に	当該土地に対応する仮換地等の上に

「
」
う
ら
に改める。

第八十三条中「千七百四十円」を「千五百四十円」に改める。

第八十三条の三第四項中「第一項から前項まで」を「前三項」に改める。

第八十三条の四第二項中「前条第一項から第三項まで又は第四項」を「前条」に改める。

第百五条第二項中「として令」の下に「第四十二条」を、「その他令」の下に「第四十二条の二」を加える。

第百六条第三項中「前条第二項の令」を「令第四十二条の二」に改める。

第百七条第二項中「法施行規則」の下に「第八条の十四」を加え、同項第二号中「者で令」の下に「第四十二条の五第一項において適用する令第五条第一項」を、「取得で令」の下に「第四十二条の五第二項」を加える。

第百十一条第一項第三号中「取得又は法施行規則」の下に「第八条の十六」を、「
」又は法施行規則」の下に「第八条の十七」を加え、同条第四項中「収納計器で」を「証紙代金収納計器(証紙に代わるべき印影を表示する装置を付した計器をいう。以下「収納計器」という。)」で」に改める。

第百十四条第一項中「法施行規則」の下に「第八条の十九」を加える。

第百十五条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項第五号」を「前項第五号」に改め、「ときは、
」の下に「納税義務者の申請に基づいて、同号の規定によつて」を加え、同条中同項を第二項とし、第五項を第三項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に、「第二項の
」を「第二項の
」に、「減免」を「還付」に、「一月を経過する」を「十日を経過した」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の二項を加える。

5 第一項又は第二項の申請は、申請書を秋田地城振興局長に提出してしなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、自動車取得税の減免に関し必要な事項は、規則で定める。

第百十六条第六項中「令」を「令第四十三条の二」に改める。

第百十七条第二項中「令」を「令第四十三条の三」に改め、同条第三項中「令」を「令第四十三条の四第一項」に改める。

第百十八条第一項中「令」を「令第四十三条の五」に改める。

第百十九条第一項中「令」を「令第四十三条の九」に改め、同条第三項中「が令」の下に「第四十三条の九」を、「その他令」の下に「第四十三条の十」を加える。

第百二十条第一項中「令」を「令第四十三条の十一」に改め、同条第二項中「令」を「令第四十三条の十二」に改める。

第百二十二条の三第二項中「令」を「引取りの際減少すべき軽油の数量として令第四十三条の十三」に改める。

第百二十二条の七第二項中「令」を「令第四十三条の十五第十三項」に改め、同条第三項中「令」を「令第四十三条の十五第十五項」に改め、同条中第五項を削り、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、その交付を受けた地城振興局長に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。

- 5 免稅軽油使用者は、免稅軽油使用者証の交付を受けた後において、免稅軽油の引取りを必要としなくなつたとき、又は当該免稅軽油使用者証の有効期間が満了したときは、遅滞なく、当該免稅軽油使用者証をその交付を受けた地域振興局長に返納しなければならない。
- 第百二十二条の八第三項を削り、同条第二項中「前条第四項」を「前条第五項及び第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第一項の次に次の六項を加える。
- 2 前項の申請書に記載する免稅軽油の数量は、十八リットルを下らないようにするものとする。
- 3 第一項の規定による申請は、二人以上の免稅軽油使用者が引取りを行おうとする免稅軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免稅軽油使用者証又は前条第一項後段の規定により交付を受けた免稅軽油使用者証を提示するとともに、第一項の申請書に免稅軽油使用者ごとに記名押印した令第四十三条の十五第九項の明細書を添付しなければならない。
- 4 地域振興局長は、第一項の申請があつた場合において、免稅軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるときその他令第四十三条の十五第十六項に規定するときを除き、免稅証を交付する。
- 5 免稅軽油の引取りは、免稅証に記載された販売業者から行うものとする。ただし、免稅軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、免稅軽油使用者は、他の販売業者から免稅軽油の引取りを行うことができる。
- 6 前項ただし書の場合において、免稅証に記載された販売業者以外の販売業者から免稅軽油の引取りを行うときは、当該免稅証に記名押印しなければならない。
- 7 免稅証の有効期間は、免稅証を交付した日から起算して一年を超えない範囲内において地域振興局長が免稅証に記入した期間を経過する日までとする。
- 第百二十二条の九中「令」を「令第四十三条の十五第十三項」に改める。
- 第百二十二条の十中「法施行規則」の下に「第八条の三十九第一項」を加える。
- 第百二十二条の十二第二項中「法施行規則」の下に「第八条の二十八の表四」を加える。
- 第百二十二条の十六第一項中「法施行規則」の下に「第八条の四十一」を加える。
- 第百二十七条第三項中「証紙代金収納計器（証紙に代わるべき印影を表示する装置を付した計器をいう。以下「収納計器」という。）」を「収納計器」に改める。
- 第百二十七条中「第六十二条第一項の検査の申請者が同法第九十七条の二」を「第六十二条第二項（同法第六十七条第四項において適用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする者が同法第九十七条の二第一項」に、「その検査」を「その自動車検査証の返付」に、「因る」を「よる」に改める。
- 附則第十二条の二第二項中「同項の」を「県民税に関する」に改め、同条第三項中「第九条の六第一項」を「第九条の七第一項」に改める。
- 附則第十二条の二の二第二項中「株式会社等（附則第十二条の二の四）」の下に「及び附則第十二条の三の二」を加える。
- 附則第十二条の三の次に次の一条を加える。
- （非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）
- 第十二条の三の二** 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が二以上の同条第五項第二号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令に規定するところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。
- 2 租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として令に規定する金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同条第四項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等（同法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等をいう。）の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第十二条の二の規定その他の県民税に関する規定を適用する。
- 附則第十二条の七中「平成二十一年度」を「平成二十二年」に改める。
- 附則第十三条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「及び同期間内における解散（合併による解散を除く。以下同じ。）による清算所得に対する法人税額又は個別帰属法人税額に係る法人税割」を削り、同条第三項中「より、法人税法第百二条第一項に規定する法人が法第五十三条第五項の規定により申告納付する県民税にあつては、その解散の日の現況に」を削る。
- 附則第十四条の二の二中「事業年度」を「各事業年度」に改め、「以下この条において同じ。」及び「及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一

部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)」を削る。

附則第十四条の七中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十六条第五項中「法施行規則」の下に「附則第三条の二の二十七」を加える。

附則第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

附則第十八条の三中「五百十一円」を「七百十六円」に改める。

附則第十八条の四の見出し中「税率等」を「税率」に改め、同条第一項中「この条」の下に「から附則第十八条の六まで」を加え、「当該取得が平成三十年三月三十一日までの間に行われたときに限り」を削り、「かかわらず」の下に「当分の間」を加え、同条第二項中「若しくは第二号」を「第二号若しくは第三号」に、「第十項」を「附則第十八条の六第一項」に、「この条」を「この条及び附則第十八条の六」に改め、同条第三項第一号中「車両総重量(以下この条)」の下に「及び附則第十八条の六」を加え、同号(中「この条」の下に「及び附則第十八条の六第一項第一号」を加え、同号(中「この条」の下に「及び附則第十八条の六」を加え、同項第二号中「第十一項」を「附則第十八条の六第二項」に改め、同条第八項中「第十項又は第十一項」を「又は附則第十八条の六第一項若しくは第二項」に、「が平成二十二年三月三十一日」を「が平成二十二年八月三十一日(第二号に掲げる自動車にあつては、平成二十二年八月三十一日)」に、「第二号」を「第二号又は第三号」に、「百分の二(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一)」を「百分の二」に、「を、第三号」を「(当該取得が平成二十二年十月一日から平成二十二年八月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一)を、第三号」に、「百分の一(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の〇・五)」を「百分の〇・五」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げるもの

- (一) 乗車定員十人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則に規定するもの(以下この号において「平成二十一年軽油軽重量基準」という。)に適合するもの
- (二) 車両総重量が二・五トンを超えるバス又はトラックのうち、平成二十一年軽油軽重量基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則に規定するもの

附則第十八条の四第九項から第十二項までを削る。

附則第十八条の七中「平成三十年三月三十一日までに第百十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第百十七条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第百十六条第六項の規定に該当するに至つた場合における」を削り、「かかわらず」の下に「当分の間」を加え、同条を附則第十八条の九とし、同条の次に次の一条を加える。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第十八条の十 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第八十九条第一項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第百十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第百十七条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第百十六条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第八十九条第二項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第百十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第百十七条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第百十六条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

附則第十八条の六第二項中「法附則第十二条の二の四第一項」を「法附則第十二条の二の七第一項」に、「附則第十二条の二の四第一項各号」を「附則第十二条の二の七第二項各号」に改め、同条第二項中「附則第十二条の二の四第一項」を「附則第十二条の二の七第一項」に、「附則第十八条の六第二項」を「附則第十八条の八第二項」に改め、同条を附則第十八条の八とし、附則第十八条の五を附則第十八条の七とし、附則第十八条の四の次に次の二条を加える。

(自動車取得税の免税点の特例等)

第十八条の五 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第百九条及び第百十二条の規定の適用については、これらの規定中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第十八条の六 次に掲げる自動車(以下この項において「第一種省エネルギー自動車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得(附則第十八条の四第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法施行規則に規

定するもの(以下この項及び次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので法施行規則に規定するもの

一 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので法施行規則に規定するもの

2 次に掲げる自動車(以下この項において「第二種省エネルギー自動車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得(附則第十八条の四第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので法施行規則に規定するもの

一 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので法施行規則に規定するもの

3 前二項の規定は、第百十一条第一項から第三項までの規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の法施行規則に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第十九条第二項中「をいう。」の下に「第三項及び」を加え、「及び附則第二十二条第三項」及び「(第三項において「電気自動車等」という。)」を削り、同項第一号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第三項の表以外の部分を次のように改める。

3 次に掲げる自動車に対する第百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十三年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十四年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替える。

一 電気自動車

一 次に掲げる天然ガス自動車

(一) 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(以下この号及び次項において「車両総重量」という。)が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で法施行規則に規定するもの(以下この号及び次項において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので法施行規則に規定するもの

(二) 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則に規定するもの(以下この号及び次項において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則に規定するもの

二 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の法施行規則に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法施行規則に規定するものをいう。))のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法施行規則に規定するものをいう。)

四 エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法施行規則に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法施行規則に規定するもの(次項及び第五項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので法施行規則に規定するもの

附則第十九条第四項第二号(一)中「道路運送車両法第四十条第三号に規定する」、「(以下この号において「車両総重量」という。)」及び「同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの(以下この号において「」を削り、「」という。)に適合し」を「に適合し」に、「同条第五項」を「法施行規則」に改め、同号(二)中「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第五条の二第六項に規定するもの(以下この号において「」及び「」という。)」を削り、「同条第七項」を「法施行規則」に改め、同条第五項中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、「附則第五条の二第五項」を削り、「第三項」を「前項」に、「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日」を「平成二十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年度分」に改め、「当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とす

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第十一条第二項、第三十条の二第二項、第四十四条第三項、第四十五条、第四十九条、第五十一条、第五十三条第二項及び第八十三条の改正規定並びに附則第十三条第一項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに同条第三項、附則第十四条の二の三及び附則第十八条の三の改正規定並びに附則第七項、第八項、第十項から第十六項まで、第二十五項及び第二十六項の規定 平成二十二年十月一日
- 二 第三十七条の四の次に一条を加える改正規定及び次項の規定 平成二十三年一月一日
- 三 附則第十二条の二の二第二項の改正規定及び附則第十二条の三の次に一条を加える改正規定並びに附則第五項の規定 平成二十五年一月一日
- 四 第九条第二項、第三十条第五項、第五十五条の三第一項、第六十三条第十一項、第七十八条、第八十三条の三四項、第八十三条の四第二項、第五百五条第二項、第六百六条第三項、第六百七条第二項、第六百一十一条、第六百一十四条第二項、第六百一十五条、第六百一十六条第六項、第六百一十七条、第六百一十八条第一項、第六百一十九条、第六百二十条、第六百二十二条の三第二項、第六百二十二条の七から第六百二十二条の十まで、第六百二十二条の十二第一項、第六百二十二条の十六第二項及び第六百二十七条第三項の改正規定並びに附則第十三条第一項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める部分に限る。）及び附則第十六条第五項の改正規定 公布の日
- (県民税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の秋田県税条例（以下「新条例」という。）第三十七条の五の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する同条第一項及び第二項に規定する申告書について適用する。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号。以下「所得税法等改正法」という。）第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「旧租税特別措置法」という。）第九条の六第一項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場株式等の株式の譲渡をした所得割の納税義務者の当該株式の譲渡による所得については、なお従前の例による。
- 4 旧租税特別措置法第九条の六第一項に規定する個人である所得割の納税義務者が、施行日から平成二十二年十二月三十一日までの間に、同項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場株式等の株式の譲渡をした場合における当該株式の譲渡による所得については、この条例による改正前の秋田県税条例（以下「旧条例」という。）附則第十二条の二第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法第九条の六第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）附則第五十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の六第一項」とする。
- 5 新条例附則第十二条の二の二第二項及び第十二条の三の二の規定は、平成二十五年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。
- 6 新条例附則第十二条の七の規定は、平成二十二年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費について適用し、平成二十一年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。
- 7 この条例の規定（附則第一項第一号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の秋田県税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（所得税法等改正法第二条の規定による改正後の法人税法（昭和三十九年法律第三十四号）第二条第十二号の六に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。次項及び附則第二十六項において同じ。）が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散した法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資若しくは事後設立（所得税法等改正法第二条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。次項及び附則第二十六項において同じ。）が行われた場合又は同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- (事業税に関する経過措置)
- 8 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散した法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資又は事後設立が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。
- (不動産取得税に関する経過措置)
- 9 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- (県たばこ税に関する経過措置)
- 10 平成二十二年十月一日（次項及び附則第十二項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 11 指定日前に秋田県税条例第八十条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）第七十

四条の六第一項第二号及び第三号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第八十条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び附則第十六項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第三十八条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所の所在地、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地を課税地として、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 千本につき四百三十円

二 新条例附則第十八条の三に規定する紙巻たばこ 千本につき二百五十円

12 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、法施行規則に規定する様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、課税地を所管する地域振興局長に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算出した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

13 附則第十一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)附則第十二条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第三十八条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出した場合において、その提出を受けた市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理したときは、当該申告書は、同項に規定する地域振興局長に提出されたものとみなす。

14 附則第十二項の規定による申告書を提出した者は、平成二十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。

15 附則第十一項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第八十二条第二項中「前項」とあるのは「秋田県県税条例の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第六号)附則第十一項」と読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分(新条例第八十三条の三から第八十三条の五までの規定を除く。)を適用する。

16 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第十一項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第八十三条の四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第八十三条の三の規定により地域振興局長に提出すべき申告書には、法施行規則に規定するところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(自動車取得税に関する経過措置)

17 次項に定めるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

18 新条例第百十五条の規定は、附則第一項第四号に定める日以後に震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により滅失し、又は損壊した自動車に係る自動車取得税について適用し、同日前にこれらの災害により滅失し、又は損壊した自動車に係る自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

19 新条例附則第十八条の八の規定は、施行日以後に新条例第百十六条第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に旧条例第百十六条第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

20 この条例の施行の際現にされている旧条例附則第十八条の六第一項において読み替えて準用する旧条例第百二十二条の七第一項の規定による免税軽油使用者証の交付の申請は、新条例附則第十八条の八第一項において読み替えて準用する新条例第百二十二条の七第一項の規定による免税軽油使用者証の交付の申請とみなす。

21 この条例の施行の際現に旧条例附則第十八条の六第一項において読み替えて準用する旧条例第百二十二条の七第一項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新条例附則第十八条の八第一項において読み替えて準用する新条例第百二十二条の七第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

22 この条例の施行の際現にされている旧条例附則第十八条の六第一項において読み替えて準用する旧条例第百二十二条の八第一項の規定による免税証の交付の申請は、新条例附則第十八条の八第一項において読み替えて準用する新条例第百二十二条の八第一項の規定による免税証の交付の申請とみなす。

- 23 この条例の施行の際現に旧条例附則第十八条の六第一項において読み替えて適用する旧条例第五百二十二条の八第一項の規定により交付を受けている免税証は、新条例附則第十八条の八第一項において読み替えて適用する新条例第五百二十二条の八第二項の規定により交付を受けた免税証とみなす。
(自動車税に関する経過措置)
- 24 新条例附則第十九条の規定は、平成二十二年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例及び過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)
- 25 次に掲げる条例の規定中「開始する事業年度」を「開始する各事業年度」に改め、「及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)」を削る。
一 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年秋田県条例第八号)附則第三項
一 過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成十二年秋田県条例第二百二十八号)附則第四項
(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例及び過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 26 前項の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例附則第三項及び過疎地域における県税の課税免除に関する条例附則第四項の規定は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配が行われる場合、同日以後に解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散した法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資又は事後設立が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

秋田県条例第七号

秋田県政治資金規正法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県政治資金規正法関係手数料徴収条例(平成二十年秋田県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十三年法律第九十四号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「報告書の」を「少額領収書等の写しに係る」に改める。

第二条を次のように改める。

(手数料の額)

第二条 手数料の額は、次のとおりとする。

- 一 法第十九条の十六第十五項の規定による少額領収書等の写しに係る写しの交付 用紙一枚につき 十円
一 法第二十条の二第二項の規定による報告書又は政治資金監査報告書の写しの交付 用紙一枚につき 十円

2 前項の規定にかかわらず、交付する写しの用紙のうちその表面及び裏面に複写したものの交付に係る手数料の額は、用紙一枚につき二十円とする。

第三条中「報告書等」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第八号

秋田県障害者自立訓練センター条例を廃止する条例

秋田県障害者自立訓練センター条例(平成十七年秋田県条例第六十七号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

秋田県条例第九号

秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

秋田県看護職員修学資金貸与条例(昭和三十七年秋田県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号(中)「学校」を「大学若しくは学校」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

秋田県条例第十号

秋田県宗教学法人認証書再交付等手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第一条 県は、次の各号に掲げる再交付等を受けようとする者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- 一 宗教学法人法(昭和三十六年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第十四条第四項の規定(法第二十八条第二項において適用する場合を含む)

む。)により交付された認証書の再交付

申請一件につき 五百円

一 法第十四条第四項の規定により交付された規則又は法第二十八条第二項において適用する法第十四条第四項の規定により交付された書類の再交付

申請一件につき 二千円

二 登録免許税法施行規則(昭和四十二年大蔵省令第三十七号)第四条第一号に規定する登録免許税法(昭和四十二年法律第二十五号)別表第三の十一の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する書類の交付

申請一件につき 三千円

(手数料の徴収の時期)

第二条 手数料は、申請があつたときに徴収する。

(手数料の不還付)

第三条 既に徴収した手数料は、還付しない。

(手数料の免除)

第四条 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により第一条第一号に規定する認証書又は同条第二号に規定する規則若しくは書類が滅失した場合は、同条の規定にかかわらず、当該認証書又は規則若しくは書類の再交付を受けようとする者については、手数料を免除する。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

秋田県条例第十一号

秋田県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

秋田県男女共同参画センター条例(平成十三年秋田県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県北部男女共同参画センターの項中「大館市字大町二十六番地」を「大館市字馬喰町四十八番一」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第十二号

秋田県汚染土壌処理業許可等手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第一条 県は、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。)第二十二条第一項の規定による汚染土壌の処理の事業の許可

申請一件につき 二十四万円

二 法第二十二条第四項の規定による汚染土壌の処理の事業の許可の更新

申請一件につき 二十二万円

三 法第二十三条第一項の規定による汚染土壌処理施設の種類等の変更の許可

申請一件につき 二十二万円

(手数料の徴収の時期)

第二条 手数料は、申請があつたときに徴収する。

(手数料の不還付)

第三条 既に徴収した手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

秋田県条例第十三号

秋田県獣医学修学資金貸与条例

(目的)

第一条 この条例は、県の機関において獣医師の業務に従事しようとする者に対し修学のための資金(以下「修学資金」という。)を貸与し、これらの者が修学することを容易にすることにより、県の機関における獣医師の充実に資することを目的とする。

(貸与の対象者)

第二条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(同法第九十七条に規定する大学院を除く。)の獣医学を履修する課程(以下単に「獣医学を履修する課程」という。)に在学する者であること。

二 将来県の機関において獣医師の業務に従事しようとする意思を有すること。

(貸与の契約及び方法)

第三条 知事は、前条に規定する者の申請に基づき、契約により、その者に修学資金を貸与することができる。

2 修学資金の月額は、規則で定める額とし、毎月貸与するものとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、あらかじめ、翌月以後の月の分

を貸与することができる。

(保証人)

第四条 修学資金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与契約の解除等)

第五条 知事は、第三条第一項の規定による契約(以下「貸与契約」という。)の相手方(以下「修学生」という。)が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該貸与契約を解除するものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- 四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 五 死亡したとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸与されたものとみなす。

3 知事は、修学生が正当な理由なく第十条第一項に規定する在学証明書又は同条第二項に規定する学業成績表若しくは医師の診断書を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

4 知事は、修学生に対し修学資金の貸与を開始した月以後その在学する獣医学を履修する課程を修了するまでに通常要する月数にわたって既に貸与を行った場合には、当該修学生に対する修学資金の貸与を打ち切るものとする。

(返還)

第六条 修学資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、被貸与者は、貸与を受けた各月分の修学資金に利息を付して、当該各号に掲げる事由が発生した日の属する月の翌月から起算して一年(次条の規定により修学資金の返還の債務(以下「返還債務」という。)の履行が猶予された場合にあっては、一年と当該猶予された期間とを合算した期間)以内に、月賦又は最長半年賦の均等払方式により返還しなければならない。この場合において、知事は、当該期間内に修学資金及び利息の全額を返還することができないことについて特別の事情があると認めるときは、当該期間を二年以内に限り延長することができる。

- 一 前条第二項の規定により貸与契約が解除されたとき。
- 二 死亡したとき(前条第一項第五号に該当し、同項の規定の適用を受ける場合を除く。)
- 三 獣医学を履修する課程を修了した日の属する月の翌月から起算して一年六月以内に獣医師とならなかつたとき。
- 四 獣医師となつた後直ちに県の機関において獣医師の業務に従事しなかつたとき。
- 五 県の機関において獣医師の業務に従事しなくなつたとき。

2 前項の利息の額は、貸与を受けた各月分の修学資金の額につき、当該貸与を受けた日から同項各号に掲げる事由が発生した日までの日数に応じ、年十パーセントの割合で計算した額とする。

3 前項の規定により計算した利息の額に百円未満の端数があるとき又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(返還の猶予)

第七条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、返還債務の履行を猶予するものとする。

- 一 獣医学を履修する課程に在学しているとき。
- 二 県の機関において獣医師の業務に従事しているとき。

2 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、返還債務の履行を猶予することができる。

- 一 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。
- 二 その責めに帰することができない理由により、県の機関において獣医師の業務に従事することができないと認められるとき。

(返還の免除)

第八条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、返還債務を免除するものとする。

- 一 獣医学を履修する課程を修了した日の属する月の翌月から起算して一年六月以内に獣医師となり、直ちに、かつ、引き続き県の機関において獣医師の業務に従事した場合において、当該引き続き獣医師の業務に従事した期間(以下「継続従事期間」という。)が修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間(当該期間が五年に満たないときは、五年とする。)に達したとき。
- 二 継続従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

2 前項第一号の規定の適用については、継続従事期間のうち休職又は停職の期間がある場合にあっては、当該継続従事期間から当該休職又は停職の期間を控除するものとし、また、前条第二項の規定により返還債務の履行が猶予された期間は、継続従事期間を中断しないものとし、かつ、継続従事期間には算入しないものとする。

3 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、履行期限が到来していない部分に係る返還債務の全部又は一部を免除することができる。

一 死亡し、又は心身に故障が生じたことにより返還債務の履行をすることができなくなったとき（第一項第二号に該当し、同項の規定の適用を受ける場合を除く。）。

二 県の機関において獣医師の業務に従事した期間（当該期間のうち休職又は停職の期間がある場合にあつては、当該従事した期間から当該休職又は停職の期間を控除した期間）が修学資金の貸与を受けた期間に達したとき。

（延滞利息）

第九條 被貸与者は、正当な理由なく履行期限までに返還債務の履行をしなかつたときは、当該返還債務の金額に、当該履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、年十四・五パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する額の延滞利息を支払わなければならない。

2 第六條第三項の規定は、前項の延滞利息について準用する。

（在学証明書の提出等）

第十條 修学生は、毎年、在学証明書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、修学生に対し、学業成績表又は医師の診断書の提出を求めることができる。

（規則への委任）

第十一條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

秋 田 県 案 例 第 十 四 号

秋 田 県 地 鶏 肉 生 産 行 程 管 理 者 認 定 等 手 数 料 徴 収 条 例 を 廃 止 す る 条 例

秋 田 県 地 鶏 肉 生 産 行 程 管 理 者 認 定 等 手 数 料 徴 収 条 例 （ 平 成 十 六 年 秋 田 県 案 例 第 一 号 ） は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十二年三月三十日から施行する。

秋 田 県 案 例 第 十 五 号

秋 田 県 民 間 事 業 者 に よ る 設 備 投 資 の 促 進 の た め の 臨 時 措 置 に 関 す る 条 例 を 廃 止 す る 条 例

秋 田 県 民 間 事 業 者 に よ る 設 備 投 資 の 促 進 の た め の 臨 時 措 置 に 関 す る 条 例 （ 平 成 十 一 年 秋 田 県 案 例 第 十 三 号 ） は、廃止する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に偽りその他不正な手段によりこの条例による廃止前の秋田県民間事業者による設備投資の促進のための臨時措置に関する条例第十條第一項に規定する補助金の交付の決定を受けた認定事業者の交付を受けた補助金の返還については、なお従前の例による。

秋 田 県 案 例 第 十 六 号

秋 田 県 計 量 法 関 係 手 数 料 等 徴 収 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

秋 田 県 計 量 法 関 係 手 数 料 等 徴 収 条 例 （ 平 成 十 二 年 秋 田 県 案 例 第 八 十 六 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第五條中「計量検定所」を「知事の定める場所」に、「旅費及び」を「旅費、」に改め、「経費」の下に「等」を加える。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

秋 田 県 案 例 第 十 七 号

秋 田 県 工 業 化 等 促 進 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

秋 田 県 工 業 化 等 促 進 条 例 （ 昭 和 三 十 七 年 秋 田 県 案 例 第 三 十 七 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第三條第一項を次のように改める。

県は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十五條第二項に規定する承認企業立地計画に従つて同法第九條第一項に規定する同意集積区域（以下単に「同意集積区域」という。）において同項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十條の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号）第三條各号に掲げる要件に該当するものを新設し、又は増設する者（同法第五條第二項第六号に規定する指定集積業種であつて同令第四條各号に定める業種に属する事業を行う者に限る。）に対し、別に条例で定めるところにより、不動産取得税及び固定資産税に係る県税の課税免除をするものとする。

第三條第三項中「工業等導入地区及び」を削り、「当該地区若しくは当該区域」を「同意集積区域」に、「一の地区、区域」を「の区域」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(奨励措置に関する経過措置)

2 この条例による改正前の秋田県工業化等促進条例第三条の規定は、平成二十一年十二月三十一日以前に工業等生産設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る県税の課税免除については、なおその効力を有する。

(工業等導入地区及び同意集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

3 工業等導入地区及び同意集積区域における県税の課税免除に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

題名中「工業等導入地区及び」を削る。

第二条を削る。

第三条第二項中「第三条第二項第二号に掲げる」を「第三条第一項に規定する」に、「の取得に限る」を「に限る」に改め、同条第三項中「償却資産」の下に「秋田県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号。以下「県税条例」という。)第百六十四条に規定する大規模の償却資産(これを、「除く。）」の下に「をいう。）」を加え、同条を第三条とする。

第四条中第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第二条第二項又は」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第二条第三項又は」及び「土地の取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする工業等生産設備である家屋又は特定事業のための施設の用に供する家屋の建設に着手した場合における当該」を削り、「当該」の下に「土地を敷地とする」を加え、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第二条第三項又は」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「地方税法」の下に「(昭和二十五年法律第二百二十六号)」を加え、「第二条第三項又は」を削り、同項を同条第四項とし、同条を第三条とする。

第五条第一項中「前条第三項」を「前条第一項」に、「第二条第二項又は第三条第一項」を「第二条第一項」に改め、同条第二項中「第二条第二項又は第三条第一項」を「第二条第一項」に、「これら」を「同項」に改め、同条を第四条とする。

第六条を第五条とする。

附則第三項から第五項までを削る。

(課税免除に関する経過措置)

4 前項の規定による改正前の工業等導入地区及び同意集積区域における県税の課税免除に関する条例第一条、第四条及び第五条並びに附則第三項の規定は、平成二十一年十二月三十一日以前に工業等導入地区において工業等生産設備を設置した者(以下「対象設備設置者」という。)が行う事業に対して課する事業税、対象設備設置者が取得した工業等生産設備である家屋又は当該家屋の敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税及び対象設備設置者が取得した工業等生産設備である大規模の償却資産に対して課する固定資産税に係る県税の課税免除については、なおその効力を有する。

秋田県条例第十八号

秋田県緊急雇用創出臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県緊急雇用創出臨時対策基金条例(平成二十一年秋田県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「雇用の機会を緊急に創出する」を「失業者に対する雇用の機会の緊急の創出、研修の機会の提供その他就労の支援及び住宅の確保等に係る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第十九号

秋田県分譲地内の土地の減額譲渡等に関する条例

(趣旨)

第一条 県の所有する分譲地(宅地として分割して譲渡する一団の土地をいう。以下同じ。)内の土地及び建物の減額譲渡、減額貸付け等については、この条例の定めるところによる。

(分譲地内の土地の減額譲渡等)

第二条 分譲地内の土地は、私人において次に掲げる用に供する場合は、これを時価からその二割五分以内を減額した価額で譲渡することができる。

一 次に掲げる者(自然人に限る。)の居住の用

(一) 県外に住所を有する者で県内に住所を変更しようとするもの

(二) 県外に住所を有していた者で県内に住所を変更した日から三年以内のもの

二 十八歳未満の者を養育している者(妊娠中の女性を含む。)の居住の用

三 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者で当該者の障害の程度が知事の定める基準に該当するものの居住の用

四 六十五歳以上の者と同居し、又は同居しようとする者で知事が定めるものの居住の用

五 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条に規定する社会福祉事業の用に供する施設の用

- 六 医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第一条の二第二項に規定する医療提供施設の用
 - 七 私立学校法(昭和三十四年法律第二百七十号)第二条第三項に規定する私立学校の施設の用
 - 八 前各号に掲げるもののほか、県民の生活の安定、社会福祉の増進その他県の重要な施策の目的の実現に資するものとして知事が定める用
- 2 分譲地内の土地は、私人において前項第五号から第八号までに掲げる用に供する場合は、これを時価からその二割五分以内を減額した価額で貸し付けることができる。

(公用又は公共用に供する場合の譲与等)

第三条 分譲地内の土地及び建物は、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は特に公益性が高いと認められる事業の用に供する場合は、これを譲与し、若しくは時価からその七割五分以内を減額した価額で譲渡し、又は無償若しくは時価からその七割五分以内を減額した価額で貸し付けることができる。

(委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

秋田県条例第二十号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和三十五年秋田県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

秋田県条例第二十一号

秋田県空港管理条例の一部を改正する条例

秋田県空港管理条例(昭和三十六年秋田県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項本文中「空港」を「別表第二に掲げる空港」に改め、「(知事が標示する駐車場に限る。)」を削り、「自動車」の下に「(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第三条に規定する大型自動車、中型自動車及び普通自動車に限る。以下同じ。)」を加え、「別表第二」を「同表」に改め、同項第一号中「(昭和三十五年法律第五号)」を削り、同項第二号中「駐車時間」の下に「(駐車場に自動車を入庫してから出庫するまでの時間をいう。以下同じ。)」を加える。

附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

(大館能代空港の駐車料金の徴収の特例)

5 当分の間、大館能代空港の駐車場については、第十九条の規定は、適用しない。

(本邦外の地点との間の路線の利用に係る駐車料金の特例)

6 当分の間、秋田空港と本邦外の地点との間の路線において航空運送事業の用に供する航空機を利用する者が自動車を駐車させる場合における別表第一備考第四号の規定の適用については、同号(甲)中「二、〇〇〇円」とあるのは「一、〇〇〇円」と、同号(乙)中「二、八〇〇円」とあるのは「一、四〇〇円」と、同号(丙)中「二、〇〇〇円」とあるのは「一、〇〇〇円」と、同号(四)中「一、二〇〇円」とあるのは「六〇〇円」とする。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第十九条関係)

区 分		駐 車 料 金 の 額	
	秋田空港の駐車場においては午前六時から午後九時四十五分まで、大館能代空港の駐車場においては午前七時三十分から午後七時四十五分まで		秋田空港の駐車場においては午後九時四十五分から翌日の午前六時まで、大館能代空港の駐車場においては午後七時四十五分から翌日の午前七時三十分まで
大型自動車等駐車場	一台一時間につき	一〇〇円	一台につき 五〇〇円
立体駐車場	一台一時間につき	七〇円	一台につき 三五〇円
第一駐車場及び第二駐車場	一台一時間につき	五〇円	一台につき 一五〇円

第 二 駐 車 場	一台一時間につき	三〇円	一台につき	一五〇円
-----------	----------	-----	-------	------

備 考

- 一 大型自動車等駐車場の項、立体駐車場の項及び第三駐車場の項の規定は、大館能代空港の駐車場に自動車を駐車させる者には適用しない。
- 二 大型自動車等駐車場には大型自動車及び中型自動車を、立体駐車場、第一駐車場、第二駐車場又は第三駐車場（以下「立体駐車場等」という。）には普通自動車を駐車させるものとする。ただし、立体駐車場等に駐車させることが不相当と認められる構造の普通自動車については、この限りでない。
- 三 駐車料金の額は、駐車時間について、この表の区分により計算して得た額とする。ただし、駐車時間二十四時間ごとに、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる額を上限とする。

(一) 大型自動車等駐車場	一、〇〇〇円
(二) 立体駐車場	七〇〇円
(三) 第一駐車場及び第二駐車場	五〇〇円
四 第三駐車場	三〇〇円
- 四 前号の規定による駐車料金の額が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる額を超えるときは、当該額を駐車料金の額とする。ただし、駐車時間が四百八十時間を超えるときは、当該額に入車後四百八十時間を超えた時から出車する時までの時間について前号の規定に基づき計算して得た額を加えて得た額を駐車料金の額とする。

(一) 大型自動車等駐車場	一、〇〇〇円
(二) 立体駐車場	一、八〇〇円
(三) 第一駐車場及び第二駐車場	一、〇〇〇円
四 第三駐車場	一、二〇〇円
- 五 駐車時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数を一時間として計算する。

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年九月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に空港の駐車場に駐車している自動車に係る駐車料金については、なお従前の例による。

秋 田 県 条 例 第 二 十 二 号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「の各号」を削り、同条第三項第一号中「の二分の一」を削り、「特別料金等二分の一相当額」を「特別料金等相当額」に改め、同条第四項中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の適用職員であつた者その他教育委員会規則で定める者から引き続き」を「新たに」に改め、同条第五項中「最初の月」の下に「（第三項（前項において適用する場合を含む。）の規定による通勤手当にあつては、最初の月の翌月）」を加える。

第二十条第二項中「休日（代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる）」を「第二十八条の六第一項の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）第八条の四第一項に規定する時間外勤務代休時間、第二十八条の六第二項の規定によりその例によることとされる同条例第十条第二項に規定する休日（第二十八条の六第二項の規定によりその例によることとされる同条例第十条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる同項の規定による）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に職員である者（この条例の施行前から引き続き職員である者に限る。）のうち、この条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例第十六条第四項の規定により通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、同項の規定に準じて、通勤手当を支給する。

秋 田 県 条 例 第 二 十 三 号

学校職員の定数に関する条例及び秋田県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

（学校職員の定数に関する条例の一部改正）

第一条 学校職員の定数に関する条例（昭和三十七年秋田県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号(一)中「三、六三九人」を「三、五二六八」に改め、同号(二)中「二五八八」を「二五五八」に改め、同号(三)中「二八八」を「二七八」に改め、同号(四)中「二六三三」を「二五九八」に改め、同条第二号(一)中「二、三五六八」を「二、二五〇八」に改め、同号(二)中「一三三三」を「一三二

人」に改め、同号四中「二三五人」を「二三〇人」に改め、同条第三号中「八三人」を「八二人」に改める。

第二条第一号(中)「二、三〇四人」を「二、二九一人」に改め、同号(中)「一〇六人」を「一〇八人」に改め、同条第二号(中)「一一五人」を「一〇九人」に改め、同号(中)「九人」を「八人」に改め、同条第三号(中)「二七人」を「二八人」に改める。

(秋田県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 秋田県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例(平成二十一年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四項のうち学校職員の定数に関する条例第三条の改正規定中「九四一人」を「九四〇人」に、「九四人」を「八五人」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は平成二十二年四月一日から、第二条の規定は公布の日から施行する。

秋田県条例第二十四号

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田県議会委員会条例(昭和三十二年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「知事公室、総務企画部」を「総務部、企画振興部」に改め、同条第二号中「生活環境文化部」を「生活環境部」に改め、同条第三号中「産業経済労働部」を「産業労働部」に改め、同条第五号中「学術教育公安委員会」を「教育公安委員会」に改め、「学術国際部、」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の秋田県議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第四条第一項又は第五条第二項の規定により総務企画委員会又は学術教育公安委員会の委員長、副委員長又は委員として選任されている者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の秋田県議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第四条第一項又は第五条第二項の規定により総務企画委員会又は教育公安委員会の委員長、副委員長又は委員として選任されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第二条の規定により総務企画委員会又は学術教育公安委員会に付議されている事件は、改正後の条例第二条の規定により当該事件を所管することとなるそれぞれの常任委員会に付議されたものとみなす。

秋田県条例第二十五号

秋田県民の読書活動の推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県民の読書活動の推進に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県民の読書活動の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民一人ひとりの心豊かな生活と活力ある社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 読書活動は、県民が人生を豊かに生きる上で大切なものであり、文化的で豊かな社会の構築に寄与するものであることにかんがみ、すべての県民が読書活動を容易に行うことができるよう、そのための環境の整備が積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、県民の読書活動の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民読書活動推進基本計画)

第四条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県民の読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 県は、毎年、基本計画により実施した施策を議会に報告するものとする。

3 県は、必要があると認めるときは、基本計画を変更するものとする。

(財政上の措置等)

第五条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(関係機関等との連携)

第六条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、市町村が設置する学校又は図書館その他の関係機関及び民間団体との連携に努めるものとする。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号